

低圧電気取扱業務特別教育のご案内

労働安全衛生法第59条第3項では、低圧電気の取扱業務に労働者を従事させる者を対象として、特別教育の受講が義務づけられています。

なお、低圧電気取扱業務を行う場合には、経済産業省の資格である電気工事士を取得していても、労働災害防止に関する事項が、労働安全衛生法を満たしていないため、特別教育を受講したとみなす上位の資格とはなりません。そのためには、厚生労働省の特別教育の修了が必要となります。

「低圧電気業務とは」交流は600v以下、直流は750v以下の充電電路の敷設若しくは修理の業務又は配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧電路のうち充電部分が露出している開閉器の操作の業務

記

1. 開催期日 平成29年6月20日(火) (受付 8:50～)
2. 会場 リーパスプラザこが(古賀市中央公民館) 古賀市中央2-13-1
3. 受講料 会員 9,000円(受講料 8,352円+テキスト代 648円)
一般 11,500円(受講料 10,852円+テキスト代 648円)
4. 講習内容及び時間割

科 目	時 間
低圧の電気に関する基礎知識	9:10～10:10
低圧の電気設備に関する基礎知識	10:15～12:20
昼 食	12:20～13:10
低圧用の安全作業用具に関する基礎知識	13:10～14:10
低圧の活線作業及び活線近接作業の方法	14:15～16:20
関係法令	16:25～17:25
実技 開閉器の操作業務	17:30～18:30

5. 申込方法

◎受講申請書に記入、捺印(社印)の上、当協会へ郵送又はご持参下さい。

※手続き完了の方には受講票をFAXいたします

◎申込先 〒811-3101 福岡県古賀市天神1-9-12 ☎092-943-0321
福岡東労働基準協会

◎振込先 受講料は下記の指定口座に受講日の一週間前迄にお振り込み下さい。

振込手数料は受講者負担でお願いします。

福岡銀行 古賀支店 普通口座 1451941 名 義 福岡東講習会事務局

6. 修了証 全科目を終了された方に、修了証を交付します。
7. その他 既納の受講料は原則として返却いたしませんので、もし当日受講できないときは代替者を派遣していただきますようお願いします。

「低圧電気取扱業務」特別教育講習 申請書・証明書

事業場所在地	〒 — TEL : FAX :				
事業場名					
事業主証明	(社印)		担当者氏名		
ふりがな 受講者氏名	生年月日	本籍	現住所	※受講番号 ※修了証番号	備考欄
-----	S 年 月 日 H	都道府県	〒 —	-----	
-----	S 年 月 日 H	都道府県	〒 —	-----	
-----	S 年 月 日 H	都道府県	〒 —	-----	
-----	S 年 月 日 H	都道府県	〒 —	-----	
講習内容	低圧電気取扱作業者に係わる業務				
講習年月日	平成29年6月20日				
会場	リーパスプラザこが(古賀市中央公民館) 古賀市中央2-13-1				
講習者 証明書	上記教育の講習過程を修了したことを証明します。 平成29年6月20日 福岡東労働基準協会会長 印				

- ◆ 標記の教育を実施したことを証明する記録です。大切に保管して下さい。(労働安全衛生規則第38条参照)
- ◆ 本申請書にご記入いただいた氏名、生年月日、住所、連絡先等の個人情報につきましては、講習会の目的以外では利用いたしませんのでご了承ください。

福岡東労働基準協会

〒811-3101
 福岡県古賀市天神1-9-12
 TEL・FAX: 092-943-0321